

一般社団法人Japan Holistic Fellows 会員規約

第1章 総則

第1条 (目的)

本会員規約は、一般社団法人Japan Holistic Fellows(以下「当法人」という。)の会員制度について定めるものとする。

第2条 (会員)

当法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

1. 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体で、代表理事の承認を得たものとし、定款に定める当法人の社員をもって正会員とする。
2. 特別会員 当法人の目的に賛同し、当法人の事業への特別な貢献を期待され入会した個人又は団体とする。
3. 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体で、その事業に協力しようとするものとする。
4. 一般会員 当法人の目的に賛同して入会した個人のものとする。

第2章 入会及び退会

第3条 (入会)

当法人に、会員として入会しようとする者は、当法人所定の入会申込書により申し込み、社員総会の承認を受けなければならない。その承認があったときに会員となる。

第4条 (入会申込みの不承認)

当法人の会員になろうとする者に、次の各号のいずれかの行為が認められた場合、入会申込みの承認を得ることができないことがある。

1. 入会申込書に、虚偽の記載、誤記、記入漏れのあった場合。
2. 入会申込書提出後、一定の期間を経過しても会費の納入がなされない場合。
3. 過去に当法人から会員資格を取り消されたことがある場合。
4. その他、当法人が会員と認めることを不相当と判断した場合。

第5条 (入会金及び会費)

1. 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費または基金を納入しなければならない。
2. 一般会員は、会員規約に定める会費を納入しなければならない。

第6条 (会費)

1. 会費は、次に定めるとおりとする。
一般会員(個人)会費は月額2,800円

第7条 (有効期間)

1. 本規約に基づく会員有効期間は、入会の申込日から翌年同日の前日までとする。
2. 期間満了日の1ヶ月前までに、会員から当法人に対し、退会届を提出した場合を除き、更に会員期間を1年間ずつ自動更新するものとし、以後も同様とする。

第8条 (変更の届出)

1. 会員は、その名称、会員代表者、住所、連絡先等、当法人への届出事項に変更が生じた場合には、速やかに所定の登録事項変更届を当法人に提出するものとする。
2. 会員が、本条第1項の変更申込みを行わなかったことにより、不利益を被った場合でも、当法人はその責任を一切負わないものとする。

第9条 (任意退会)

会員は、当法人所定の退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

第10条 (除名)

会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

1. 本規約、その他当法人が定める規則に違反したとき。
2. 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
3. その他当法人が会員として不適格と認める除名すべき正当な事由があるとき。
4. 他者又は当法人の名誉、プライバシー、著作権、肖像権、信用等を侵害する行為、又は会員としての品格を損なう行為があったと当法人が認めたとき。
5. 法令又は公序良俗に反する行為、もしくはそのおそれのある行為または公序良俗に反するおそれのある情報を他の利用者、または第三者に提供する行為
6. 犯罪行為、犯罪行為に結びつく行為もしくはこれを助長する行為またはそのおそれのある行為
7. 反社会的勢力への利益供与
8. 当法人がライセンスを受けているライセンサーその他第三者の知的財産権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、肖像権等の財産的又は人格的な権利を侵害する行為またはこれらを侵害するおそれのある行為
9. 当法人または第三者に不利益もしくは損害を与える行為またはそのおそれのある行為
10. 事実と反する情報または事実と反するおそれのある情報を提供する行為
11. 当法人のシステムへの不正アクセス、それに伴うプログラムコードの改ざん、位置情報を故意に虚偽、通信機器の仕様その他アプリケーションを利用してのチート行為、コンピュータウイルスの頒布、本サービスのネットワークまたはシステム等に過度の負荷をかける行為その他本サービスの正常な運営を妨げる行為またはそのおそれのある行為
12. 他の利用者のアカウントの使用その他の方法により、第三者になりすまして本サービスを利用する行為
13. 前各号の行為を直接または間接に惹起し、または容易にする行為
14. 本サービスの無断録音、無断録画

第11条 (会員資格の喪失)

前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

1. 第5条の会費の支払い義務を支払い期限日から起算して1ヶ月以上履行しなかったとき。
2. 総正会員が同意したとき。
3. 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

2. 会員が社員総会決議により除名されたときは、当該会員は、代表理事がかかる除名の決定を当該会員に対して書面をもって通知したときに会員たる資格を喪失する。

第12条 (会員資格喪失に伴う権利及び義務)

1. 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。
2. 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。
3. 退会又は除名により会員の資格を喪失したものは、会員の資格に基づき当法人より付与又は許諾された一切の権利を喪失する。

第3章 権利

第13条 (会員の権利)

1. 一般会員(個人)は、次の権利を有する。

- (1) 当法人のホームページ上で提供するサービス(オンラインサロン申込資格、不定期に開催さ

れる交流会への参加資格、その他当法人が提供するサービスへの参加資格)。

- (2) 当法人が提供する会報誌の送付を受けることができる権利。
2. 賛助会員(個人、法人・団体)は、次の権利を有する。
 - (1) 一般会員に付与されている権利を包括して有する権利。
 - (2) 当法人ホームページ上に掲載される会員名簿に個人名または法人名の記載
 - (3) 当法人のSNSにて会員の営む生業のサービスに関する宣伝、ただし、宣伝内容については社員総会にて認証されたものに限る。
 - (4) 当法人の名称及び会員であることを名刺に使用して活動することができる権利。
 - (5) 個人の場合本人のみが、また、法人・団体の場合その役職員のうち代表者を含む3名を限度に当法人の開催する講演会、交流会への優先招待、並びに、そのすべて又は一部を無償又は特別価格にて利用することができる権利。

第4章 規約の追加又は変更

第14条(規約の追加又は変更)

1. 本規約に定めのない事項については、社員総会の決議により定めるものとする。
2. 当法人は、社員総会の決議により、会員特典の内容及び会費を含め本規約の全部又は一部を追加・変更することができる。当法人により追加又は変更された本規約は、当法人のウェブサイト上に掲載された時点で効力を発するものとし、以後会員は当該追加又は変更された本規約に拘束されるものとする。

第5章 個人情報の保護

第15条(個人情報の保護)

当法人は、自身が定める個人情報保護方針に基づき会員の個人情報を管理し、その保護に万全を期すものとする。

第6章 免責及び損害賠償

第16条(免責及び損害賠償)

1. 戦争・テロ・暴動・労働争議・地震・噴火・洪水・津波・火災・停電・コンピュータのトラブル・通信回線のトラブル・システムの保守点検・更新等によりやむを得ず会員サービスを変更、中止又は一時停止せざるを得なかった場合、当法人は一切責任を負わないものとする。
2. 会員は、当法人が提供する特典及び当法人の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員又は第三者が損害を被った場合であっても、当法人は一切責任を負わないものとする。
3. 会員間で紛争が発生した場合には、当該会員間で処理するものとし、当法人は一切責任を負わないものとする。
4. 会員と第三者との間で紛争が発生した場合には、紛争当事者である当該会員は、自己の費用と責任において、これを解決するものとする。
5. 本規約に違反した会員に対し、当法人は告知なしにサービスの利用停止、会員資格の取消し等の措置をとることがあるが、それによって生じたいかなる損害に対しても一切責任を負わないものとする。
6. 登録メール又はパスワードが第三者に利用されたことによって生じた損害等については、当法人に重過失がある場合を除き、当法人は一切責任を負わないものとする。
7. 他会員の情報が不正確又は虚偽の内容であったこと等により、会員が被ったすべての損害及び不利益について当法人は一切責任を負わないものとする。
8. 当法人は、会員情報、会員同士のやりとり等につき、如何なる目的においても監視する義務を負わないものとする。
9. 万が一、当法人が会員に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その原因の如何にかかわらず、当法人は、間接損害、特別損害、逸失利益並びに第三者からの請求及び軽過失に基づく損害について、予見の有無にかかわらず、当法人が負う責任は会員が支払う会費を上限とする。
10. 会員が退会又は会員資格の取消し等により会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとする。

附則

本規則は、令和6年9月1日から施行する。